

# 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

2024年10月1日より、後発医薬品がある薬に対し、患者様が先発医薬品の処方希望された場合は、選定療養費として差額の一部をご負担いただきます。

- 負担金額  
先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の金額（消費税の対象）をご負担いただきます。

